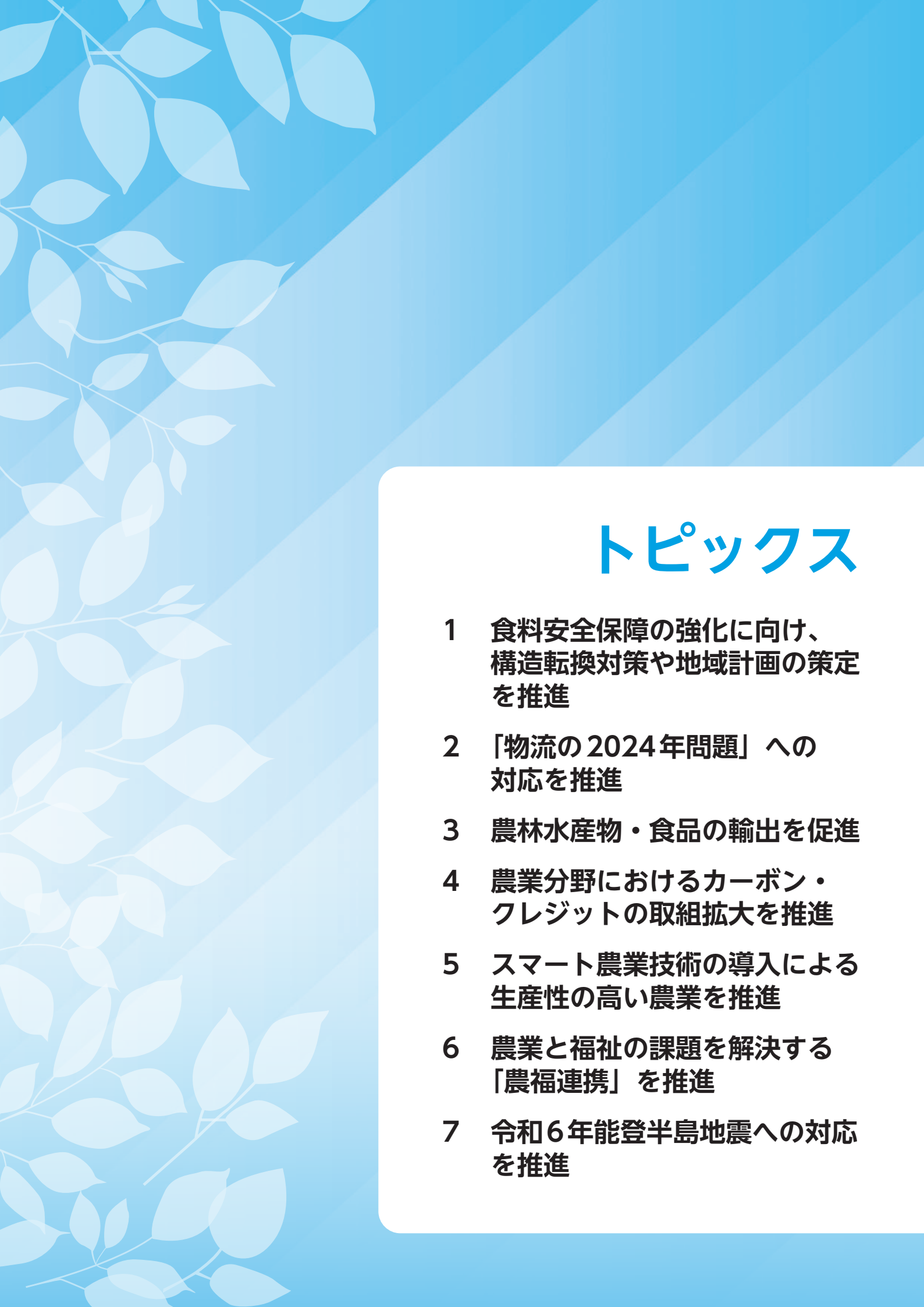




トピックス

- 1 食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進
- 2 「物流の2024年問題」への対応を推進
- 3 農林水産物・食品の輸出を促進
- 4 農業分野におけるカーボン・クレジットの取組拡大を推進
- 5 スマート農業技術の導入による生産性の高い農業を推進
- 6 農業と福祉の課題を解決する「農福連携」を推進
- 7 令和6年能登半島地震への対応を推進

トピックス
1

食料安全保障の強化に向け、構造転換対策や地域計画の策定を推進

食料や生産資材について過度な輸入依存度を低減していくため、小麦や大豆、飼料作物といった海外依存度の高い品目の生産拡大を推進するとともに、生産資材の国内代替転換を推進するなどの構造転換を進めていくことが重要です。

また、令和5(2023)年4月に改正農業経営基盤強化促進法¹が施行され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が法定化されています。

以下では、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策や地域計画の策定に向けた取組等について紹介します。

(世界の食料需給等をめぐるリスクが高まり)

昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等も加わり、輸入する食品原材料や農業生産資材の価格高騰を招くとともに、産出国が偏り、食料以上に調達切替えが難しい化学肥料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱等による供給の不安定化も経験するなど、世界の食料需給等をめぐるリスクが高まっています(図表 トピ1-1)。食をめぐる国内外の状況が刻々と変化の中、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっています。

図表 トピ1-1 令和5(2023)年の諸外国での主な動き



資料：農林水産省作成

¹ 正式名称は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」

(食料安全保障の強化に向けた構造転換対策を推進)

食料安全保障については、国内の農業生産の振興を図りながら、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせ強化していくこととしています。このような中、農林水産物・食品の過度な輸入依存は、原産国の不作等による穀物価格の急騰のほか、化学肥料の原料産出国の輸出規制による調達量の減少が生じた場合等には、国際情勢の変化により、思うような条件での輸入が困難となること等から、平時でも食料の安定供給を脅かすリスクを高めることとなります。

一方、小麦や大豆、米粉等の国産の農林水産物については、品質の向上が進む中で、海外調達の不安定化とあいまって、活用の拡大が期待されています。飼料については、牧草、稲わら等の粗飼料を中心に国内の生産を拡大する余地があり、生産者である耕種農家と利用者である畜産農家との連携や広域流通の仕組み、利用者の利便を考慮した提供の在り方等を実現することにより、活用の更なる拡大が期待されています。このほか、青刈りとうもろこしを始め、輸入に代わる国産飼料の生産拡大・普及等が期待されています。

また、肥料についても、国内には、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源等があり、これらの資源の有効活用が期待されるほか、主要な原料の大部分を輸入している化学肥料の使用量の低減や化学肥料原料の備蓄等の取組の重要性が高まっています。

このため、農林水産物・生産資材ともに、過度に輸入に依存する構造を改め、農業生産資材の国産化や備蓄、輸入食品原材料の国産転換等を進め、耕地利用率や農地集積率等も向上させつつ、更なる食料安全保障の強化を図ることとしています。

(事例) 共同大型機械の導入や農地の高度利用等により、小麦の増産を推進(大分県)

大分県中津市の集落営農法人である農事組合法人おぶくろ営農では、大型機械の活用や農地の高度利用等により、小麦の増産を推進しています。

同法人は、「地域の水田は地域で守る」を合言葉に、加入全戸の出資による共同大型機械の導入等により生産性の高い土地利用型農業を実践しています。

経営農地面積は45.3haで、集落内農地の89%を集積しており、団地化による効率の良い農業を実践しています。夏作では主食用米20.7ha、大豆21.0ha、冬作では麦41.9haを作付けしています。

同法人では、畦畔除去による区画拡大等の基盤整備により効率化を図るとともに、連作障害回避や団地化による効率的な管理作業を可能にするためブロックローテーションを徹底し、地域を二つのブロックに分けて、水稻と大豆を毎年交代しながら、冬作ではほとんどの農地で麦を作付けするなど、農地の高度利用を図っています。

同法人の小麦の作付面積については、令和4(2022)年産は36.2ha(はるみずき)となり、令和元(2019)年産(ミナミノカオリ)と比べて約3割増加しています。

大型機械を駆使した大規模経営に取り組みつつ、基本技術の励行に加え、作物の生育状況に応じた施肥管理や土壌の状態を見て麦踏み時期や回数を調整するなど、きめ細かな管理により、収量・品質の高位安定化とコスト低減を実現しています。

今後は、実需と結び付いた醤油用小麦の生産を推進するとともに、新品種小麦である「はるみずき」の品種特性を把握しながら、施肥時期や施肥量を研究し、実需者の求める製品づくりを追求していくこととしています。



大型機械による小麦の収穫

資料：農事組合法人おぶくろ営農

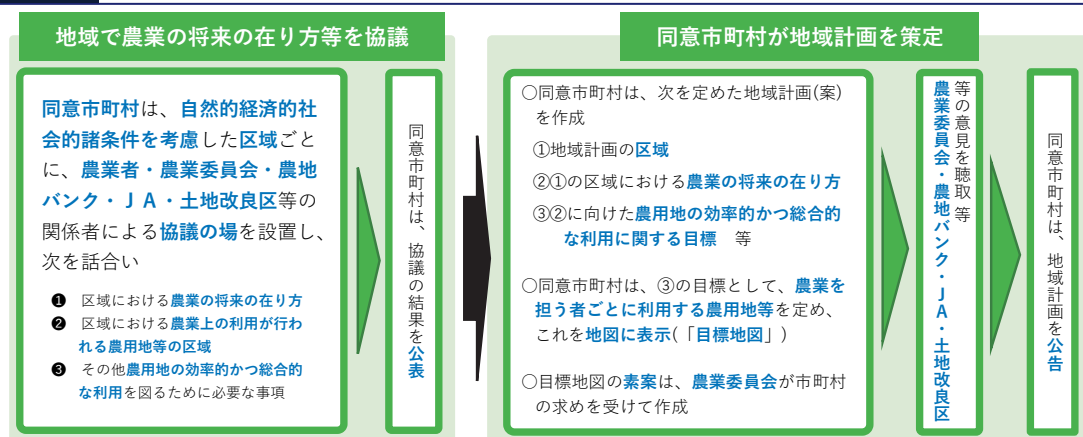
(特定農産加工業者の経営改善と原材料の調達安定化を促進)

経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者¹の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長するとともに、輸入小麦・大豆の価格水準の上昇等によりその調達が困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための措置に関する計画承認制度を設け、当該承認を受けた特定農産加工業者に対する公庫による貸付けの特例の措置等を講ずる「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」を第213回通常国会に提出したところです。

(令和5(2023)年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行)

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。令和5(2023)年4月に施行した改正農業経営基盤強化促進法では、市街化区域を除き、基本構想を策定している市町村において、これまでの「人・農地プラン」を土台とし、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとしています(図表 トピ1-2)。

図表 トピ1-2 地域計画策定の流れ



資料：農林水産省作成

地域計画の策定は、食料安全保障の強化やスマート農業技術の導入による生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立等にも重要な意義を有することから、令和7(2025)年3月までに各市町村において策定が着実に進められるよう、関係機関・団体が一体となって計画的に取組を推進していく必要があります。

(「地域計画」の策定を推進)

地域計画は、地域農業の将来設計図となるものであり、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の農業関係者が一体となって話し合い、策定することが重要です。

¹ 特定農産加工業者とは、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化の影響を受ける農産加工業であって農林水産省令で定める業種に属する事業を行う者のこと

市町村は、幅広い関係者に参加を呼び掛け、協議の場を設置するとともに、協議の場では、区域の現状や課題を踏まえ、米から輸入依存度の高い小麦・大豆等への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携等による飼料の増産、水田の畑地化といった地域の実情を踏まえた目指すべき将来の地域農業について協議することが重要です。

また、地域の農地を次世代に着実に引き継いでいくため、農業上の利用が行われる農地は、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、農業上の利用が困難な農地は、計画的な土地利用を推進するなど、一体的に推進していくことによって地域の農地の利用・保全を計画的に進め、農地の適切な利用を確保することとしています。

農林水産省では、地域計画の策定に向け、市町村等による協議の実施・取りまとめ、地域計画案の取りまとめ等の取組を支援するほか、農業委員会による目標地図の素案作成の取組支援、都道府県による市町村等への説明会や研修会の開催等の取組を支援することとしています。

(事例) エリアごとでの話し合いを進め、地域計画の策定を推進(島根県)

島根県江津市では、コーディネーターを活用し、地域単位における将来の農業の方向性や、将来の農用地利用の姿である目標地図をまとめた地域計画の作成を進めています。

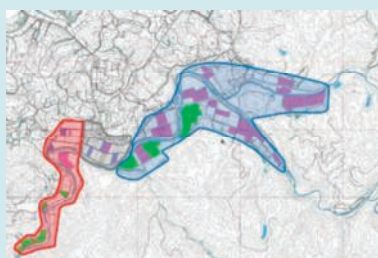
同市では、狭隘な農地においても収益を上げるため、有機農業を中心に、付加価値を高めるための取組が進められてきました。一方で、人口減少や高齢化が進む中、農地の減少は住民の生活圏域の圧迫につながる課題であり、担い手への農地の集積を始めとした農地を維持するための取組が課題となっています。

このため、同市では、令和元(2019)年7月に、市や農業委員会、農地バンクを核とした推進体制を構築し、市全体の人・農地施策の方針調整を定期的に開催し、話し合いを進めてきました。

令和3(2021)年度には、人・農地プランで実質化した市内45集落を9エリアに広域化するとともに、各エリアにエリア・ビジョン会議を設置し、コーディネーターを活用しながら、担い手の意向に重きを置いたエリア・ビジョンを作成しました。また、農地に対する担い手の意向を「見える化」し、農地利用の将来を描いた図表である「人・農地利用ゾーニング」を作成することにより、農地の集約を促進させる手法を整理しました。

さらに、令和5(2023)年9月には、担い手からの意向の聞き取りやエリア・ビジョン会議を経て作成した人・農地利用ゾーニングを「分析できる地図」として整理した上で、令和6(2024)年1月に、協議の場での意見を反映した地域計画と目標地図の素案を作成し、同年7月を目途に地域計画を取りまとめることとしています。

今後は、耕作者・地権者に対し、人・農地利用ゾーニングに係る説明を丁寧に行っていくほか、担い手が守ることが困難な農地に対しては、集落が主体となって打開策を考え、長期にわたって営農が続けられるようサポートをしていくこととしています。



集落のゾーニング例

資料：島根県江津市



エリア・ビジョン会議

資料：島根県江津市

「物流の2024年問題」への対応を推進

令和6(2024)年度からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない、「物流の2024年問題」が懸念されています。

以下では、労働時間規制等による物流への影響や物流の効率化に向けた取組等について紹介します。

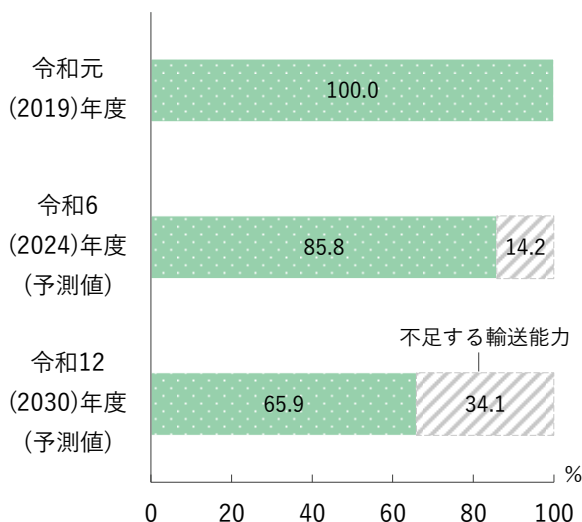
（「物流の2024年問題」に直面）

物流は農林水産業・食品産業を始めとする経済活動や国民生活を支える社会インフラです。その一方で、人手不足や労働生産性の低さといった課題に直面しており、さらに、令和6(2024)年4月に、物流産業における長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に年間960時間の上限が適用され、物流効率化に取り組まなかった場合、労働力不足により物流需給がさらに逼迫する事態が懸念されています。

株式会社 N X 総合研究所の試算等によれば、令和元(2019)年度の輸送能力と比べると、令和6(2024)年度には14.2%(トラックドライバー14万人相当)の不足、さらに令和12(2030)年度には34.1%(トラックドライバー34万人相当)の不足となるなど、これまでのようには運べなくなる可能性があるとの推計されています(図表 トピ2-1)。

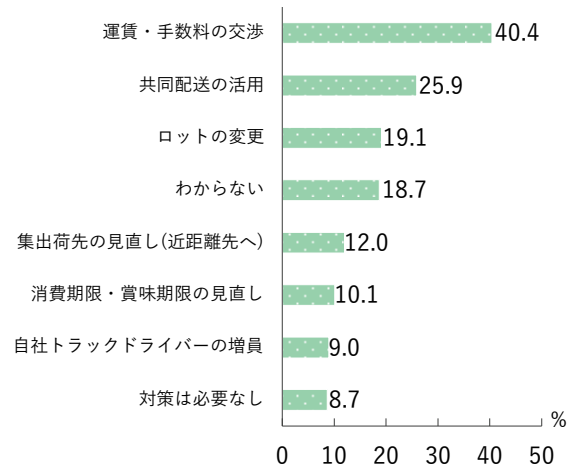
また、公庫が令和5(2023)年7月に実施した調査によると、「物流の2024年問題」に対応するために必要な対策としては、物流業者との「運賃・手数料の交渉」の割合が40.4%で最も高くなっており、次いで「共同配送の活用」が25.9%、「ロットの変更」が19.1%となっています(図表 トピ2-2)。

図表 トピ2-1 労働時間規制等による物流への影響



資料：株式会社NX総合研究所資料を基に農林水産省作成

図表 トピ2-2 「物流の2024年問題」に必要な対策(上位8位まで)



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和5年7月)」を基に農林水産省作成

注：1) 有効回答数は2,384社

2) 「「物流2024年問題」に必要な対策について」の質問への回答結果(複数回答)

（「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ）

政府は、令和5(2023)年6月、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策として「物流革新に向けた政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)を取りまとめました。当該施策の実施により、令和6(2024)

年度において、全体で輸送力を14.5ポイント¹改善させることが期待されています。

また、政策パッケージに基づく施策の一環として、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、令和5(2023)年6月に、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定しました。農林水産省では、これを参考に青果物、花き、加工食品等の各品目の分野や、生産者、卸売業者等の業界ごとに、物流改善に向けた「自主行動計画」を作成するよう呼び掛けを行っており、同年12月時点で103団体・事業者が策定しています。くわえて、同年10月に「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめ、輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図ったほか、同年12月には、全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置しました。

さらに、「物流の2024年問題」に対応し、物流の持続的成長を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が第213回通常国会に提出されたところです。

(農林水産物・食品の物流確保に向けた取組を推進)

農林水産物・食品の流通については、その9割以上をトラック輸送に依存しており、産地が消費地から遠方に位置し長距離輸送が多い、手積み・手降ろし等の手荷役作業が多い、卸売市場や物流センターでの荷待ち時間が長いといった課題を抱えています。

農林水産省では、中継輸送による長距離輸送の削減、標準仕様のパレットやトラック予約システムの導入による荷待ち・荷役時間の削減、共同輸送による積載効率向上・大ロット化、鉄道・船舶へのモーダルシフトによるトラック輸送への依存度の軽減を進めることにより、農林水産物・食品の物流の確保に取り組んでいます。

(事例) 花き物流の中継共同物流拠点を整備し、対応エリアを拡大(愛知県)

愛知県名古屋市の花き卸売業者である株式会社名港フラワーブリッジは、「物流の2024年問題」に対応するため、花きの中継共同物流拠点を整備し、対応エリアの拡大を図っています。

同社は、令和4(2022)年11月に日本植物運輸株式会社と共同で、愛知県名港花き地方卸売市場内に「名港ハブセンター」を整備しました。同施設は、高速道路のインターチェンジに隣接し、関東・関西へのアクセスが便利な地域に立地しており、同年度の取扱数量は7万3千ケースとなっています。

花きは、需要に応じた様々な品種を消費地市場に揃える必要があることから、長距離トラック等による遠隔産地からの輸送も行われています。一方で、鮮度を保持した状態で市場経由で小売店等まで輸送することが重要であることから、中継共同物流拠点を活用して集荷・幹線輸送・配送を分離しつつ、輸送効率を向上させていく必要があります。

同施設では、当初は中部圏の8市場に中継を行っていましたが、関東や関西、北陸、長野県方面にも対応エリアを拡大しています。

今後とも、「物流の2024年問題」への対応を着実に進め、東海地域最大の花き市場として、花き産業の成長に貢献していくこととしています。



中継共同物流拠点で荷下ろしされる花き

資料：株式会社名港フラワーブリッジ

¹ 荷待ち・荷役の削減で4.5ポイント、積載率向上で6.3ポイント、モーダルシフトで0.7ポイント、再配達率削減で3.0ポイントの輸送力向上に寄与。輸送力1ポイントは、トラックドライバー1万人に相当

農林水産物・食品の輸出を促進

農林水産物・食品の輸出について、政府は令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円とする目標の達成に向け、更なる輸出拡大に取り組んでいます。

以下では、農林水産物・食品の輸出をめぐる動きや政府一体となった輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組等について紹介します。

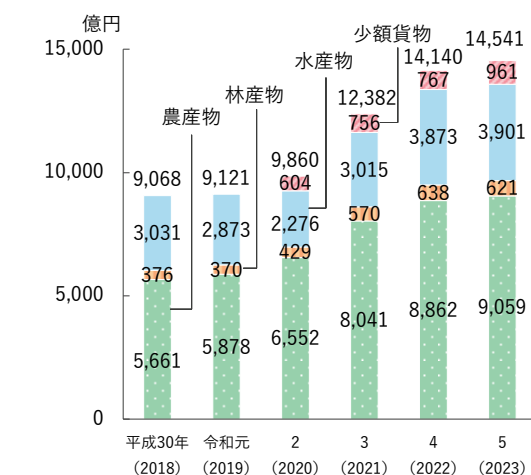
(農林水産物・食品の輸出額が1兆4,541億円に拡大し、過去最高を更新)

コロナ禍から平時へと移行する中、世界的に人々が外出して飲食する機会が増え、また、円安による海外市場での競争環境の改善が寄与したこと等により、令和5(2023)年の農林水産物・食品の上半期における輸出額は前年に比べ9.6%増加と比較的順調に推移しました。一方、下半期においては、中国等が日本産水産物等の輸入停止等を行ったため、中国等向け輸出が大幅に減少しました。この結果、1年間を通した輸出額としては、前年に比べ2.8%増加し、過去最高の1兆4,541億円となりました(図表 トピ3-1)。

品目別では、真珠や緑茶、牛肉等の増加額が大きくなりました。

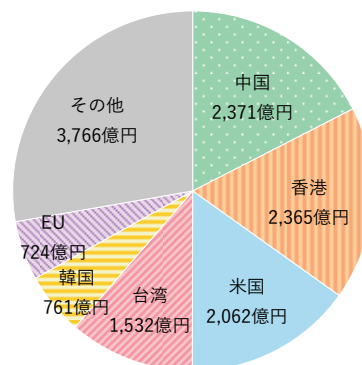
国・地域別では、中国向けが最も多く、次いで香港、米国、台湾、韓国の順となっています(図表 トピ3-2)。

図表 トピ3-1 農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

図表 トピ3-2 国・地域別の農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年実績値

2) 少額貨物を含まない数値

(ALPS処理水の海洋放出に伴う水産物の輸入停止等に対応)

東京電力ホールディングス株式会社では、多核種除去設備(ALPS¹)等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化処理した水(以下「ALPS処理水」という。)を、トリチウムについても1,500Bq/L未満になるまで海水で大幅に希釈した上で、令和5(2023)年8月から海洋への放出を開始しました。

これに伴い、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国、ロシア、香港及びマカオは日本産水産物等の輸入停止を行いました。このため、我が国は、政府一丸となって、国際的な議論の場において、科学的根拠に基づかない規制の即時撤廃に向けた働き掛けを行

¹ Advanced Liquid Processing Systemの略

っています。

中国等が行っている輸入停止により影響を受けている水産物の輸出先の転換に向けた対策として、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)では、海外見本市への出展やバイヤーの招へい等による商談機会の組成、日本食品海外プロモーションセンター(以下「JFOODO」という。)では、国際会議等での水産物のプロモーションイベント、海外の飲食・小売店等と連携した水産物フェア等を行っています。

また、中国へ冷凍両貝の形で輸出されたホタテ貝の一部は、中国で剥き身加工された後に米国向けに輸出されていたことから、農林水産省は、JETRO等と連携しベトナム、メキシコ等で殻剥き加工を行い米国等へ輸出するルートの構築を進めるなど、輸出先の多角化に取り組んでいます。

(コラム) 輸出先の多角化に向け、ホタテ加工地の開拓を後押し

ALPS処理水の海洋放出後の中国による日本産水産物に対する輸入停止措置に伴い、輸出が困難となったホタテ等の水産物については、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、輸出先の多角化に向けて様々な取組が進められています。特にこれまで主に中国で殻剥き等加工がなされていたホタテ貝については、中国以外の第三国での殻剥き等加工の実施に向けた支援が進められています。

令和6(2024)年1月、JETROはベトナムに初めてホタテ加工施設等の視察・商談ミッション(以下「ミッション」という。)を派遣しました。ミッションには、生産者や加工業者、商社といったホタテの加工地開拓を目指す日本企業12社が参加しました。同国は、新たな加工地として、(1)ASEAN*諸国の中でも安価な人件費、(2)エビやカキ等の水産物の加工実績、(3)タイ等に比べて再輸出を前提とした場合の輸入障壁の低さといった特徴があり、我が国の水産事業者の関心が高まっています。

ミッションに参加した日本企業は、ホタテ加工地の開拓を検討する上で必要な加工技術の水準や工場の衛生管理状況を直接確認できる機会となり、「新たなホタテの加工地として前向きに検討できる企業と出会うことができ、ほかの参加企業ともコミュニケーションを取れたことは大きな経験になった」、「ベトナムでのホタテ加工に取り組む上で絶好の機会となった」等のコメントが寄せられました。

JETROでは、今後とも安定的に輸出を継続できるサプライチェーンの構築に向け、輸出先を多角化する取組を後押ししていくこととしています。

* 第1章第10節を参照



ホタテ加工施設等の
視察・商談ミッション

資料：独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

(令和7(2025)年に2兆円、令和12(2030)年に5兆円の目標達成に向け、輸出拡大を推進)

令和5(2023)年度においても為替相場が円安傾向で推移している中、そのメリットを最大限引き出し、拡大傾向にある国際的な食市場をより一層獲得していくため、農林水産物・食品の輸出拡大を強力に進めていくことが重要です。

農林水産省では、農林水産物・食品の輸出額を令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円とする目標の達成に向けて、認定農林水産物・食品輸出促進団体を中核としたオールジャパンでの輸出促進、輸出支援プラットフォームによる海外現地での支援、大ロット輸出に向けたモデル産地の形成、戦略的サプライチェーンの構築、知的財産の保護・活用といった輸出拡大の取組を強力に推進しています。